

第3章 みよし市の緑の分析・評価と課題の整理

1. 現況の緑の分析・評価

(1) 緑の主要な機能

前章のみよし市の緑の現況で整理した4つの視点（「みよし市の自然」、「みよし市の社会動向」、「緑地の現況」、「市民アンケート」）を踏まえ、本市の緑の分析・評価を行います。なお、緑が果たす主要な機能として、「環境保全」、「レクリエーション」、「防災」、「景観」の4つの系統があるため、それぞれの系統ごとで整理します。以下に系統の概要を示します。

「環境保全」

良好な都市環境を確保します。

- 生物多様性の確保
- 生き物の移動や生息場所の提供
- まとまった樹林地や水辺での豊かな生態系の形成
- 大気の浄化
- 気温上昇の抑制



境川での生物多様性モニタリング



砂後川のオオキンケイギク駆除活動

資料：みよし市HP

「レクリエーション」

人々が安らげる質の高い生活空間を確保します。

- 休息・散歩・遊びの場の提供
- 緑や土、生き物等のふれあいの場の提供
- 人々の交流の場の確保



三好公園でのウォーキング



黒笹公園での交流

資料：みよし市HP

「防災」

災害防止、避難地、救護活動拠点等の機能により都市の安全を確保します。

- 公園や緑地での延焼防止と避難地の提供
- 街路樹^{※1}や屋敷林による防風
- 樹林地や耕作地、ため池による集中豪雨時等における流出の抑制



森曾公園のグラウンド



防災重点ため池（福田新池）

資料：みよし市HP

「景観」

自然景観、生活景観、歴史・文化景観といった多様な美しい景観を形成します。

- 河川やため池等の水辺空間や農地や樹林地等の緑地空間で形成される景観（自然景観）
- 街路樹や公園、商業・工業・公共施設における緑化空間で形成される景観（生活景観）
- 社寺林の巨木（鎮守の森）の歴史性や文化財の文化性を感じる空間で形成される景観（歴史・文化景観）



保田ヶ池公園水辺の自然景観



三好八幡社秋の大祭の歴史景観

資料：みよし市HP

※1 街路樹：道路用地内において、車道と平行に列植されている高木。高木は、高さ3m以上の樹木。

(2) 系統別の分析・評価

「環境保全」、「レクリエーション」、「防災」、「景観」の4つの系統別に分析・評価をします。

1) 「環境保全」の系統による分析・評価

<みよし市の自然>

- ①本市では、貴重な動植物の一部が多数確認されています。
- ②境川をはじめとする河川は、市内の水と緑をつなぐネットワークとして重要な要素です。
- ③緑地等の緑は、気温上昇の原因となる二酸化炭素を吸収するため、重要な役割を果たします。

<みよし市の社会動向>

- ④利便性が高い交通網が整備された一方で、沿道の街路樹の維持管理やゴミの投棄等環境保全上の問題があります。
- ⑤市指定文化財の歴史は、鎮守の森といった緑地を含めて形成されています。
- ⑥開発により森林や農地が減少し、都市環境の悪化が懸念されます。

<緑地の現況>

- ⑦民間施設緑地の面積は、現行計画時点から減少しています。
- ⑧地域制緑地として指定する区域の目標について、都市計画区域内では目標年次（令和5(2023)年）で約1,000haを確保することとしていますが、現時点（令和3(2021)年）で約983haとなっており、目標を達成できていない状況です。
- ⑨みよし市全体で確保する緑の目標について、市街化区域内では、街区公園・都市緑地の整備の推進により現行計画の目標を達成している状況です。
一方で、都市計画区域内では目標年次（令和5(2023)年）で約1,350ha（市域の42%）を確保することとしていますが、現時点（令和3(2021)年）で約1,207ha（37.5%）となっており、目標を達成できていない状況です。
- ⑩緑の守り手となるNPO法人や行政区、事業者による緑化推進の取組が実施されている状況です。市民個人での緑化の取組については、活動に対する支援や情報発信を行っているものの、活用は十分ではない状況です。
- ⑪緑被は市全域に広がっているものの、市街地における宅地開発等により、農地等の緑地が減少しています。

<市民アンケート>

- ⑫境川や砂後川、茶屋川といった河川や水辺の緑について、山林や公園等の緑と比較して緑の豊かさ（多さ）に満足している人がやや少なくなっています。
- ⑬公園や沿道、水辺等、身近な公共空間の緑について、保全や緑化を重点的に取り組むことが望まれています。
- ⑭本市の緑地に対して、特に「環境保全の機能」が求められています。
- ⑮沿道の緑を確保することや水辺、公園といった公共空間について、緑を守り育むことが望まれています。

2) 「レクリエーション」の系統による分析・評価

<みよし市の社会動向>

- ①将来的には、少子高齢化により求められるレクリエーション機能が変化すると想定されます。
- ②地域ごとで、人口状況や環境等が異なり、求められるレクリエーション機能はさまざまです。
- ③地域によっては、スポーツ施設・グラウンドが立地していない状況です。

<緑地の現況>

- ④都市公園の施設数及び面積は、現行計画時点から増加しています。主に、土地区画整理事業が行われた市街地を中心とした街区公園・近隣公園の整備によるものです。
- ⑤公共施設緑地の施設数及び面積は、現行計画時点から減少していますが、既成市街地や市街化調整区域では、児童遊園、農村公園、コミュニティ広場等が地域住民の憩いの場となっています。

<市民アンケート>

- ⑥三好公園、保田ヶ池公園、細口公園、三好丘緑地をはじめとする都市公園は、緑を残していくことが望まれています。
- ⑦街区公園や公共施設のような身近な施設は、緑を増やしていくことが望まれています。
- ⑧市民が自ら緑の保全・緑化を行う場所の提供、機会の創出が望まれています。
- ⑨大きな公園（三好公園、保田ヶ池公園、細口公園、三好丘緑地）、身近で小さな公園ともに、ほとんど利用していない人が多い状況となっています。
- ⑩「公園や道路の清掃・美化活動」といった公共空間を中心とした緑のまちづくりに参加された割合が最も多い状況となっています。また今後は、「自宅でのガーデニング、庭木・生垣の手入れ、家庭菜園」といった身の回りの緑化に関する活動に参加したい市民が多い状況となっています。

3) 「防災」の系統による分析・評価

<みよし市の社会動向>

- ①森林は、大雨時の浸透による流出量の抑制で洪水予防となる防災機能を有していますが、市内ではわずかであり減少しています。
- ②市街化区域内の農地は、都市における緑地空間としての環境保全や火災の延焼防止帯としての防災機能を有していますが、減少しています。
- ③経営耕地面積の減少により、耕作地の持つ湛水等の防災機能が低下しています。
- ④地域によっては避難場所の立地が少ない状況です。
- ⑤土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域は、地滑りや崩壊の可能性があります。

4) 「景観」の系統による分析・評価

<みよし市の自然>

- ①市全域の植生は景観を形成する要素であり、西部地域から南部地域に広がる農地景観は、広がりのある景観となっています。また、農地での畠みは、季節感を与えるものであり、四季の景観を構成しています。
- ②黒笹地区の三好カントリーや福谷地区には、貴重な自然林が残っています。また、保田ヶ池公園の森やその南側に残る大慈山の緑地は、森林性の野鳥の生息場所として貴重な森となっています。
- ③東名高速道路からは、本市の田園風景を眺望することができます。
- ④市街化区域は、市街化調整区域と比較して植生は少ない状況です。
- ⑤眺望景観は、北部・三好丘地域の丘陵部から天王・三好地域を見下ろす景観と西部・南部地域での広がりのある農地景観があります。丘陵部からは、市街地と田園風景を眺望することができます。
- ⑥中心市街地等から見ると、丘陵部の樹林は眺望の対象となる景観となっています。
- ⑦境川、砂後川、茶屋川等の河川は、貴重な親水景観となっています。
- ⑧市内に点在する三好池や保田ヶ池等のため池は、貴重な水辺の景観を呈しています。

<みよし市の社会動向>

- ⑨景観資源によっては、選定時の景観から変化していく可能性があるものも存在します。
- ⑩南部地域、西部地域等には、大規模工場が点在しており、南部地域、西部地域等の大規模工場は、積極的な緑化が進められ周辺の農地景観との調和がみられます。
- ⑪鉄道は、北端を東西に横断しており景観構成要素として大きく影響します。

⑫幹線道路沿いを中心に看板や屋外広告物が設置され、市全域で電線・電柱が見られます。また、市内の道路緑化は緑道三好ヶ丘1号線、三吉緑道、前田緑道等は進んでいます。

⑬みよし市役所等の公共公益施設の一部では、緑化を進めています。

⑭三好八幡社の秋の大祭では、江戸時代に建造されたといわれる「三好上山車、三好下山車」が市内で曳き回されるとともに、三好稻荷閣では「三好稻荷閣夏季大祭奉納行事（三好大提灯まつり）」が行われ、境内の緑と一体となった景観を呈しています。

⑮三好池では、401個の提灯をともした7隻の提灯舟が池を巡る三好池まつりが行われ、水面に提灯が映る幽玄さと、花火が上がるにぎやかさをあわせもつ祭りとなっています。

<緑地の現況>

⑯公園緑地は、市街地の景観を構成する要素となっています。

⑰神社寺院やゴルフ場といった施設は、地域の景観の一部を形成しています。また、神社寺院の一部では、「鎮守の森」として巨木化した社寺林を有しています。

⑱緑化推進の取組は行われていますが、景観づくりを目的とした市民協働による継続した取組自体は少ない状況です。

<市民アンケート>

⑲「公園や道路の手入れ、管理」が最も重要であると考えられており、美しい景観づくりに向けて、身近な公共空間の改善が望まれています。

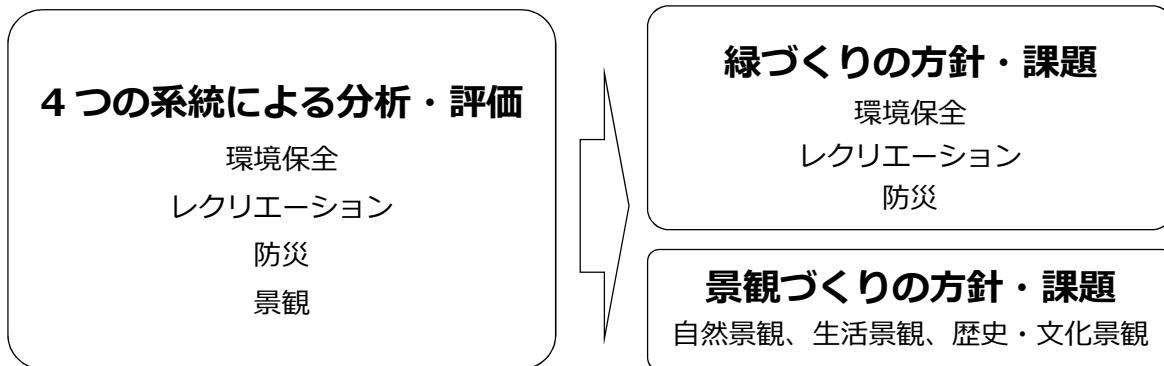
⑳「看板や広告物などの大きさや設置場所のルール」や「建物や敷地に関するある程度の規制」を必要とする一方で、「個人の建物や敷地にルールを設けるべきではない。」と考える人も一定数います。

㉑「街路樹などの連続した緑を活かした居心地がよく歩きたくなるまちなかの整備」が望まれています。

㉒保田ヶ池公園や砂後川をはじめとする河川やため池では、きれいな水質を求める意見があります。

2. 緑づくりと景観づくりの方針と課題

緑づくりと景観づくりの方針と課題については、前述の4つの系統（環境保全・レクリエーション・防災・景観）を踏まえ分類します。「環境保全、レクリエーション、防災」は緑づくりの方針・課題とし、「自然景観、生活景観、歴史・文化景観」は景観づくりの方針・課題として整理します。



（1）緑づくりの方針と課題

＜環境保全＞

1) 樹林地・水辺・農地等の自然環境をまもる

- ①動植物の生息地となる三好丘地域・北部地域の樹林地、境川等の河川や三好池等のため池といった水辺地の環境保全により生物の生息環境を確保する必要があります。
- ②市街地開発等により緑地が減少しているため、様々な動植物の貴重な生育・生息空間としての緑を保全していく必要があります。
- ③良好な都市環境の創出に向けて、森林や農地を適切に維持管理する必要があります。
- ④都市部における気温上昇の緩和に寄与するためには、緑地の維持・保全が必要です。
- ⑤境川や砂後川、茶屋川といった河川や水辺の緑は、生態系の生息域として、また地域に潤いをもたらす自然の場となるため、市民ニーズを踏まえて、今ある緑をまもり、豊かにしていくことが必要です。

2) 市街地や公共空間の緑をまもる

- ⑥市指定文化財は、地域の歴史を伝える施設であり、鎮守の森を中心に、緑地を含めた継続的な保全が必要です。

3) 歴史ある緑をまもる

- ⑦歴史ある緑は本市や地域のシンボルとなることから、継続して保全する必要があります。

4) 市街地・公共空間の身近な緑をふやす

- ⑧みよし市まちづくり基本計画の目標である「水と緑の環境を守り、未来へつなぐ」まちづくりを実現させるためには、既存の緑を適切に保全・維持管理していくとともに、公共空間や民有地の緑化をはじめとして、身近に感じられる緑を増やす取組を進めていく必要があります。
- ⑨市民ニーズに対応するため、優先的に公共空間の緑を増やす必要があります。

5) 都市全体の緑をふやす

- ⑩緑は多様な機能を有しており、都市環境の改善に寄与することから、次世代に継承するために緑被率を向上させ、維持していく必要があります。

6) 都市全体の緑をつなぐ

- ⑪境川をはじめとする河川や水路、ため池の自然環境を適正に維持管理する必要があります。
- ⑫市街地内の緑の軸となる緑道や都市計画道路^{※1}（三吉緑道と（都）名古屋三好線等）の街路樹の適切な維持管理により、良好な都市環境を形成する必要があります。

7) 市民協働により都市の緑をはぐくむ

- ⑬良好な都市環境を創出するため、既存の「みよし市民有地緑化推進事業」の活用や情報発信により、地域に根差した緑の維持・保全等の活動の支援を推進していく必要があります。
- ⑭市民の環境に対する意識の向上を図るような取組を実施することにより、ゴミの投棄量を減らし、都市環境を守る必要があります。
- ⑮緑化に対する市民の関心の高まりを踏まえ、緑化活動の支援や担い手の育成、情報発信を進めていく必要があります。
- ⑯魅力ある緑の創出に向けて、生物多様性等に配慮した水と緑を育む市民協働による取組が必要です。

※1 都市計画道路：都市計画法に定める都市施設の一つ。都市の骨格を形成するとともに、円滑な都市活動を確保し、良好な都市環境を保持する役割がある。

<レクリエーション>

1) 憩いの場の緑をまもる

- ①三好公園、保田ヶ池公園、細口公園、三好丘緑地をはじめとする都市公園は、多くの市民の運動や健康づくり、憩いの場となることから、管理方針を含めたマネジメントの視点を持って、緑を残し・質を高めていく必要があります。
- ②地域特性や利用者のニーズを反映した特色ある都市公園を目指しながら、継続して維持管理・保全することが必要です。

2) 憩いの場の緑をふやす

- ③街区公園や公共施設は、地域に根差した緑の空間となり得ることから、市民生活を豊かにするため、緑の質を高めるとともに量を増やす必要があります。

3) 新たな憩いの場となる緑をつくる

- ④本市のレクリエーションの拠点となり得る都市公園について、市民の利用頻度を高め、より親しまれるような空間とするために、人口動向や地域のニーズに合致した機能の充実・見直しが必要です。
- ⑤本市の緑とスポーツの拠点の形成を図るために、市内の公園・緑地にて、スポーツやレクリエーションに親しめるような、憩い・ふれあい機能を充実するための空間づくりをさらに進める必要があります。
- ⑥公園の利用頻度の向上を目指し、施設の更新・再編の検討、機能の充実・見直し等により、市民ニーズに合致した公園を整備することが必要です。

4) 市民協働により憩いの場の緑をはぐくむ

- ⑦より多くの市民に緑のまちづくりに参画してもらうため、継続的に緑を守り・育てていくための協働の仕組みづくりや情報発信が必要です。
- ⑧市民が主体的に緑の保全・緑化活動を行うことができる仕組みづくりや情報発信を行う必要があります。

5) まちの将来像を見据えて市街地や公共空間の緑をつくる

- ⑨市民の交流の場や憩いの場に相応しい施設を目指し、公共施設緑地の充実を図る必要があります。
- ⑩今後の人団動向等に配慮しながら、身近な公園緑地をバランスよく整備する必要があります。

<防災>

1) 防災・減災に寄与する緑をまもる

- ①洪水被害を低減させるため、既存の耕作地を保全することが必要です。
- ②市内に残された緑地については、災害時における遮断地帯、緩衝地帯、避難地等として、積極的に保全していく必要があります。

2) 防災機能を高める緑をふやす

- ③都市の防災機能の向上に向けて、必要な森林面積や農地面積を確保する必要があります。

3) 防災拠点となる緑をつくる

- ④都市全体の防災性を向上させるため、都市公園については、震災時の避難場所、避難路あるいは救援活動の拠点として、積極的に整備を推進していく必要があります。

4) 市民協働により防災機能を高める緑をはぐくむ

- ⑤土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域における災害の拡大を防ぐためには、山林の緑を市民協働ではぐくみ適切に維持管理・保全することが必要です。

(2) 景観づくりの方針と課題

<自然景観>

1) 田園風景をまもる

- ①西部地域から南部地域に広がる農地景観は、広がりのある景観となっているため、営農環境との調和を図りながらの保全や配慮が必要です。
- ②農地での営みは、季節感を与えるものであり、四季の景観を構成することから保全が必要です。

2) 自然林、ゴルフ場等の森林景観をまもる

- ③黒笹地区の三好カントリーや福谷地区に残る貴重な自然林を保全することが必要です。
- ④保田ヶ池公園の森やその南側に残る大慈山の緑地は、森林性の野鳥の生息場所になっている貴重な森であり、保全が必要です。

3) 眺望景観をいかす

- ⑤眺望景観は、天王・三好地域を見下ろす北部・三好丘地域の丘陵部と、西部・南部地域で広がりのある農地景観が特徴であり、保全していく必要があります。
- ⑥中心市街地等から見ると、丘陵部の樹林は眺望される対象となっており、無秩序な開発が進むと、連続した緑の斜面が途切れ、美しい緑の景観とは言えなくなるため、今後は景観に配慮した整備や保全の観点から留意が必要です。
- ⑦東名高速道路からは、本市の田園風景が眺望できることから、その眺望の保全が必要です。
- ⑧丘陵部からの眺望は、市街地と田園風景が調和しており、その眺望を楽しむことができる眺望点を保全・活用する方策の検討が必要です。

4) 河川・ため池の親水景観をまもる

- ⑨境川、砂後川、茶屋川等の河川は、貴重な親水景観であることから保全する必要があります。
- ⑩市内に点在する三好池や保田ヶ池等のため池は、貴重な水辺の景観を呈しているため、保全をする必要があります。
- ⑪アンケート調査において、河川やため池の水質維持や浄化が求められていることから、ごみの不法投棄対策等が必要です。

<生活景観>

5) 住宅地景観をつくる

- ⑫市街化区域は市街化調整区域と比較して緑が全体的に少ない状況にあり、道路植栽、空地や店舗の店先等を活用した緑化を進め、緑豊かな市街地景観への配慮をする必要があります。
- ⑬電線・電柱や、無秩序な沿道の看板や広告物の設置が景観を悪化させないよう、規制誘導等による対策の継続が必要です。

6) 商業・工業・公共施設の緑化景観をつくる

- ⑭大規模工場だけではなく、商業施設、中小の工場においても緑化の推進と協力が必要です。
- ⑮公共施設は利用者が多いため、行政は、積極的な緑化による景観の先導役として質的向上が必要です。

7) 公園緑地景観をつくる

- ⑯市街地に自然の彩りと見晴らしを与える公園緑地景観は、市街地景観の質的向上を考慮し適正に配置することが必要です。
- ⑰景観づくりに向けては、公園や道路といった公共空間において市民協働による継続した維持・保全の取組が必要です。

8) 道路・鉄道景観をつなぐ

- ⑯市内では道路緑化が比較的少ないため、市街地景観を潤いあるものにし、連続する緑の帯を形成するためにも道路緑化を推進することが必要です。
- ⑯緑道三好ヶ丘1号線、三吉緑道、前田緑道は緑豊かで歩きやすい空間が確保されており、それらの維持管理を行うとともに、境川等の緑の環境軸や拠点との連続性を図る整備が必要な部分があります。
- ⑰市民ニーズが高い「街路樹などの連続した緑を活かした居心地がよく歩きたくなるまちなかの整備」を進め、魅力あるまちなか景観を形成していく必要があります。
- ⑯鉄道においても法面緑化等、景観に配慮する必要があります。
- ⑯沿道の屋外広告物は、景観阻害となっている場合があることから、規制誘導や除外等の措置が必要です。
- ⑯地域の特色を活かした美しい景観づくりを進めていくため、屋外広告物の規制を続けていく必要があります。

<歴史・文化景観>

9) 歴史的景観をまもる

- ⑯社寺林は巨木化している場合が多く、いわゆる「鎮守の森」として地域に根付いた緑であることから、歴史性のある景観として保全が必要です。

10) 文化的景観をまもる

- ⑯市指定の文化財について、文化的景観として保全が必要です。

3. 緑と景観の配置方針

緑と景観の配置方針は、緑の主要な機能である「環境保全」、「レクリエーション」、「防災」、「景観」の分類で整理して配置方針図で示します。

(1) 環境保全

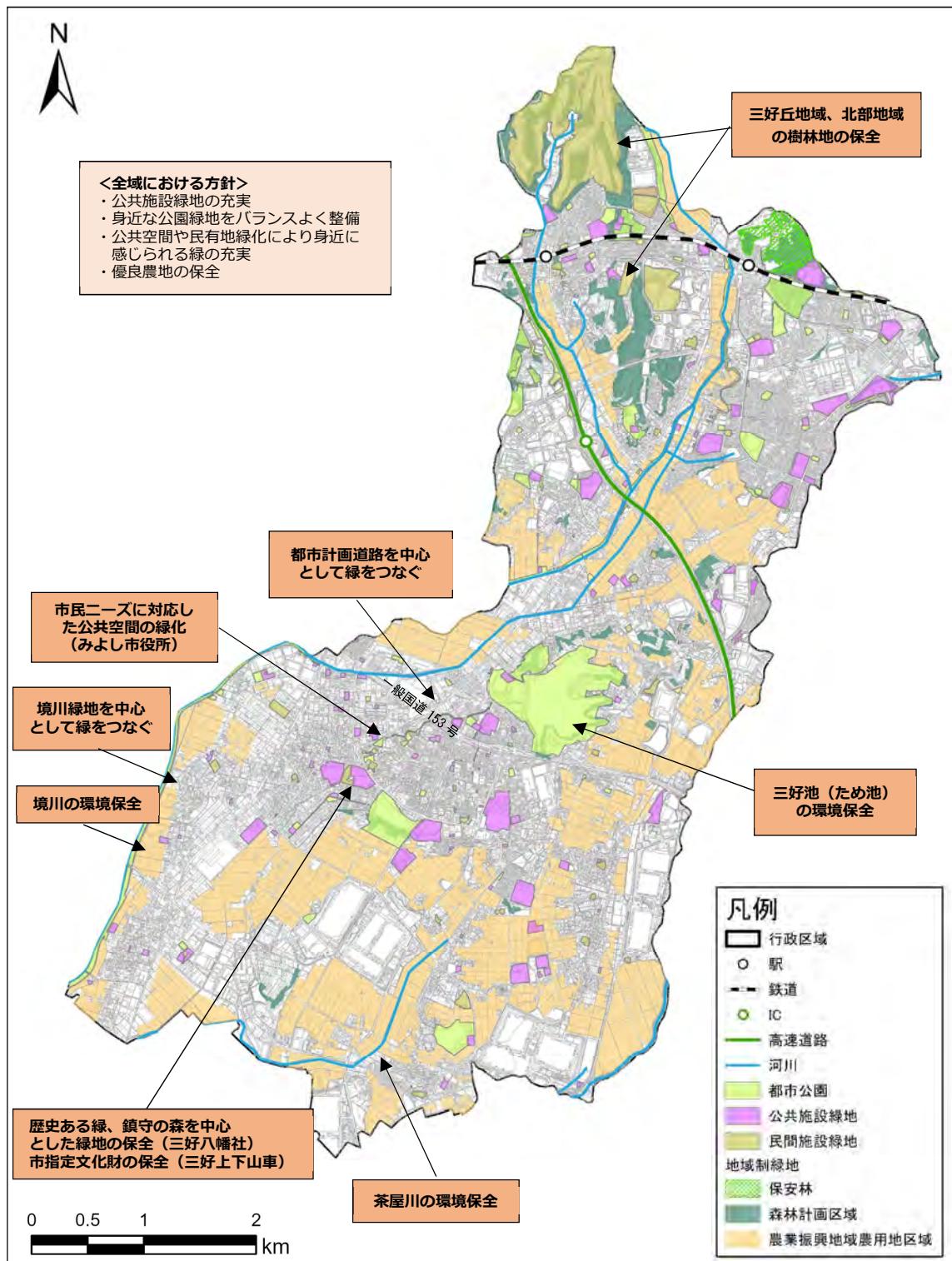


図 配置方針図（環境保全）

(2) レクリエーション

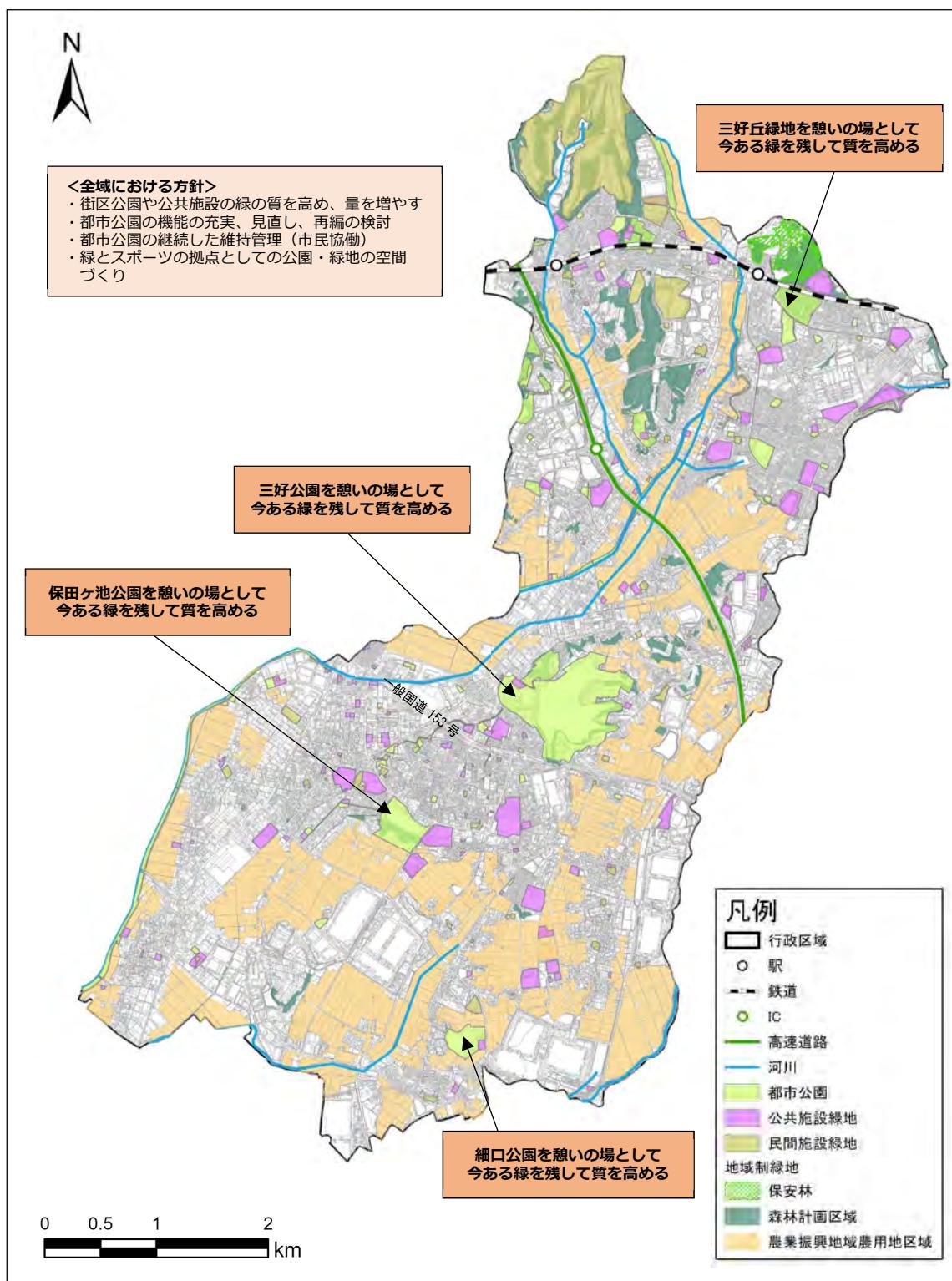


図 配置方針図（レクリエーション）

(3) 防災

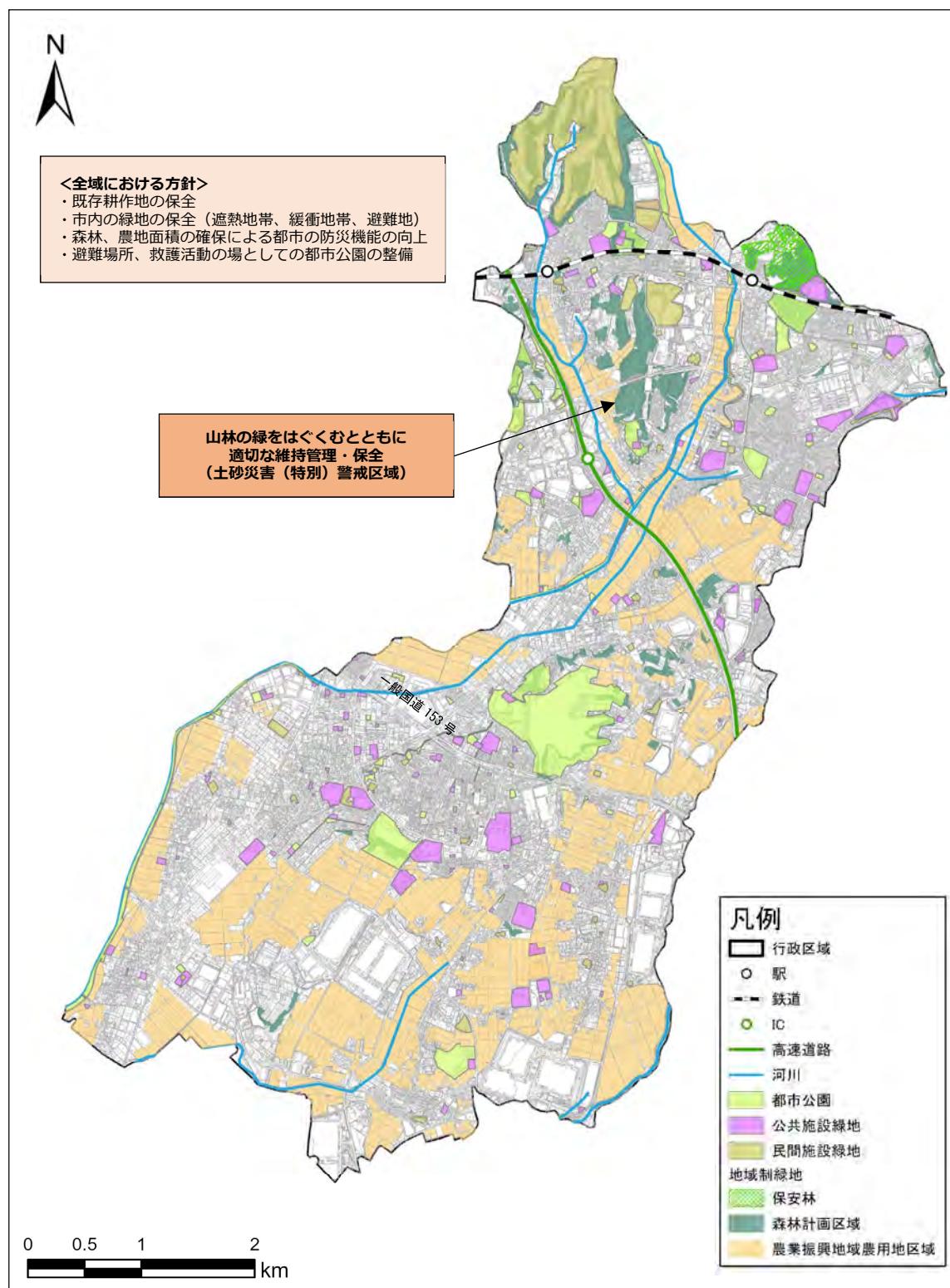


図 配置方針図（防災）

(4) 景観

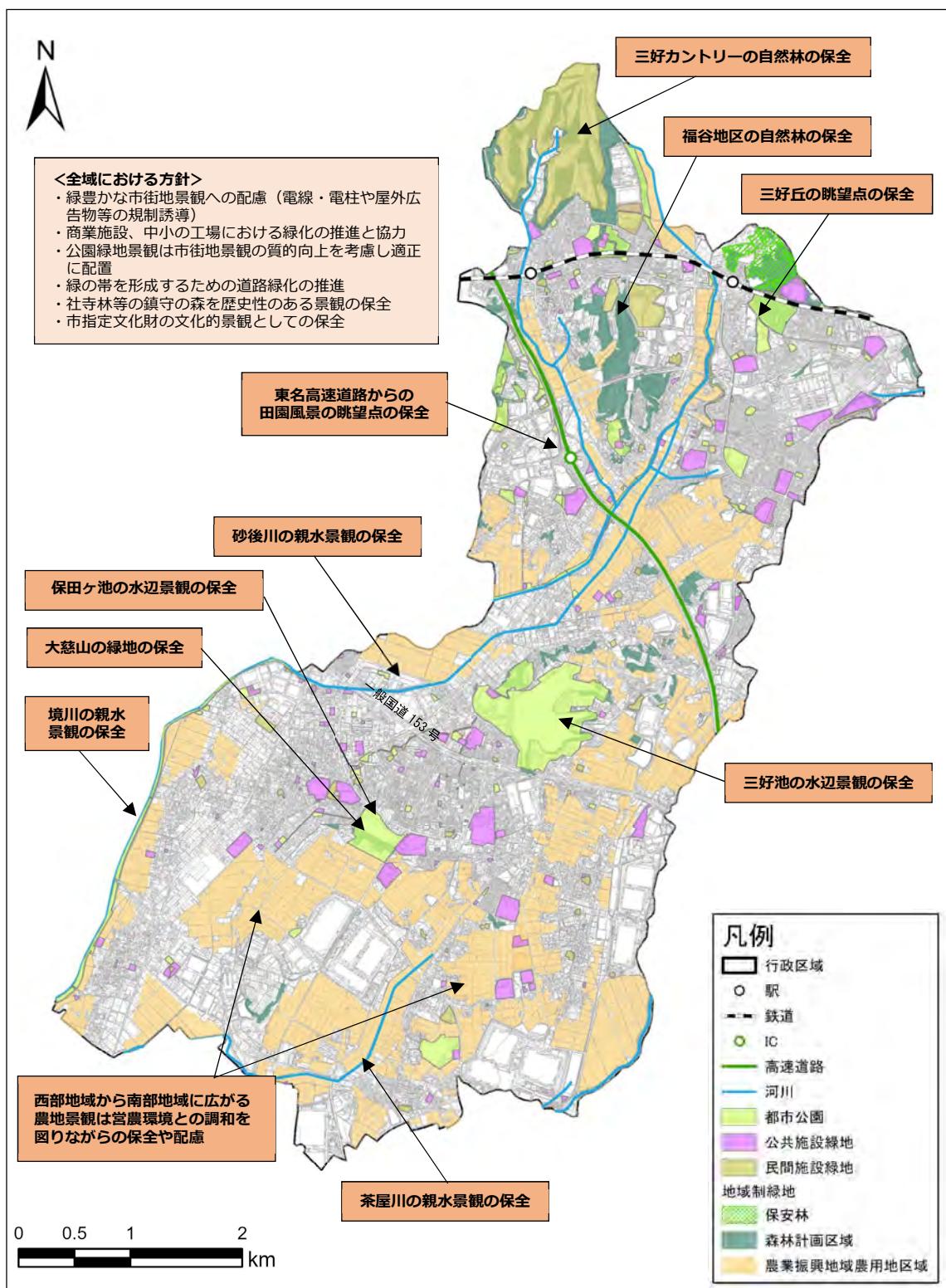


図 配置方針図（景観）

4. 緑と景観の将来像図

前述の緑と景観の配置方針を踏まえ、緑と景観の将来像図を示します。

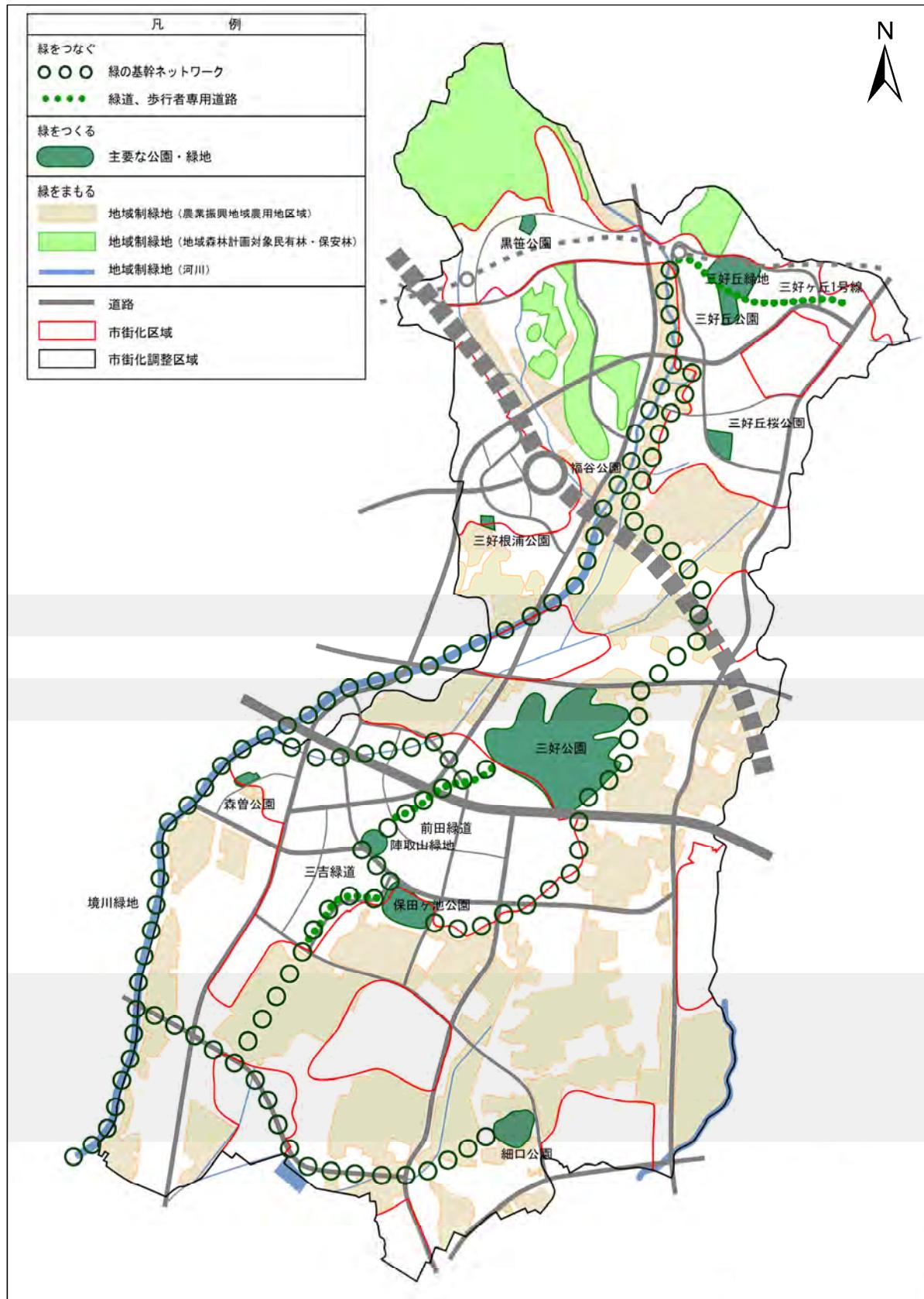


図 緑の将来像図

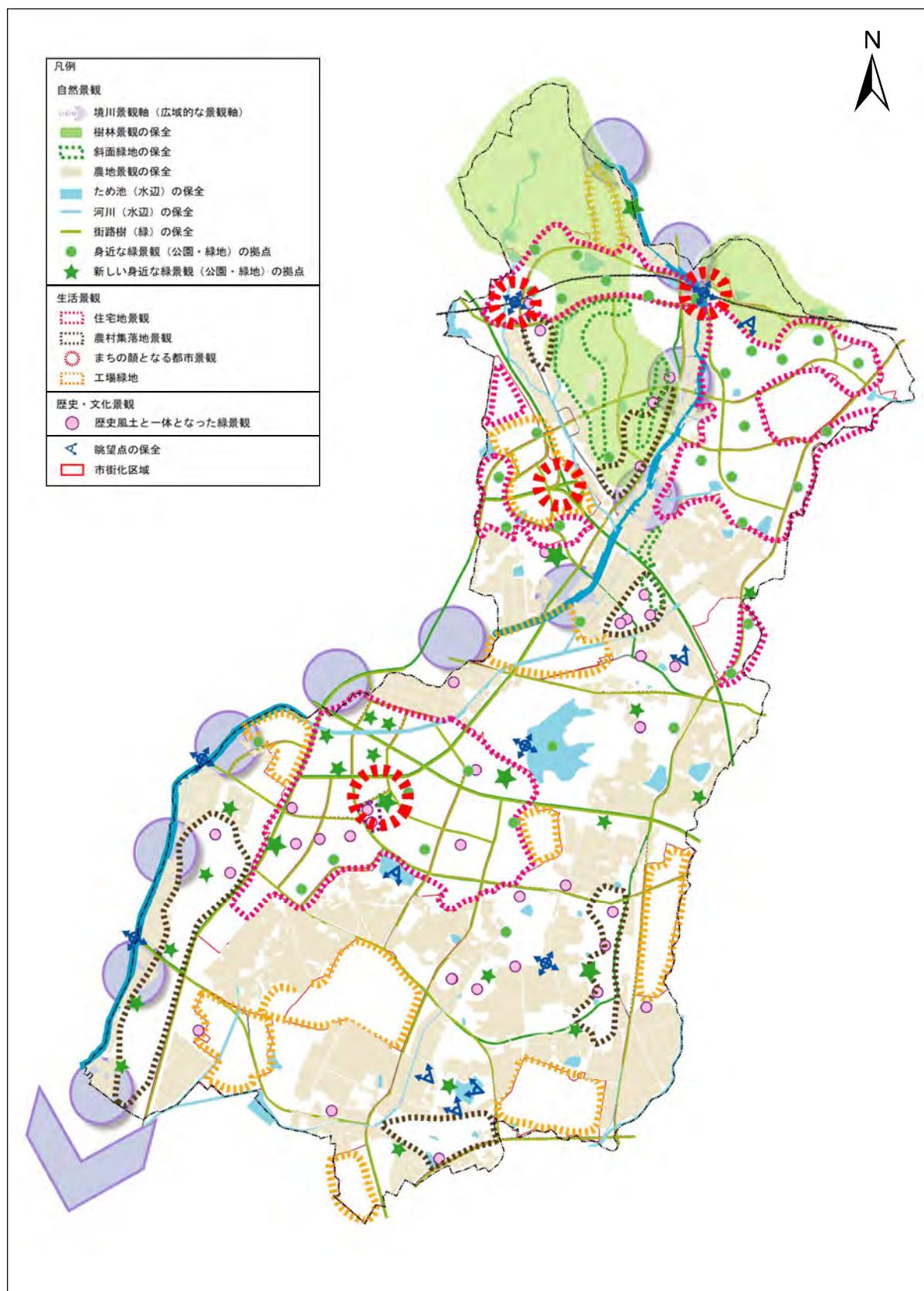


図 景観の将来像図